

処 分 基 準

		(1)整理番号	
(2)設 定 日	平成 31 年 4 月 1 日	(3)最新改正日	
(4)法 令 名	大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年 8 月 29 日大阪府条例第 79 号）		
(5)根 拠 条 項	第 24 条の 4		
(6)処 分 の 概 要	屋外広告業の登録の取消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部停止を命ずる。		
(7)処 分 の 権 限 を も っ て い る 者 (権限が委任されている場合はその委任先)	知事		
(8)法 令 の 定 め	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号屋外広告物条例ガイドライン（昭和 39 年 3 月 27 日建設都総発第 7 号都市総務課長通達）第 33 条の 2		
(9)処 分 基 準	別添のとおり。		
(10)問 い 合 わ せ 先	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課調整グループ (電話：06-6941-0351（代表）内線：3028 06-6210-9718（直通）)		
(11)備 考			